

岡山リサーチパーク・インキュベーションセンター(仮称)

整備等事業

要求水準書

平成13年10月5日

岡 山 県

要 求 水 準 書

この要求水準書は、「岡山リサーチパーク・インキュベーションセンター（仮称）」（以下「本件施設」という。）の整備等に関して、施設の空間機能要件、設備の機能要件、情報ネットワークに関する機能要件、維持管理要件、運営に関する要件及び入居者の負うべき内装管理・環境管理義務について、県が要求する水準を示すものである。

目 次

整備方針	1
遵守すべき法制度等	1
設計要件	2
維持管理要件	19
運営に関する要件	19
入居者の負うべき内装管理・環境管理義務	20

< 別添 >

1. 維持管理業務に関する要求水準書 / 運營業務に関する要求水準書 / 情報ネットワークに関する要求水準書
2. 「有害物安全管理委員会設置要綱(案)」「有害物安全管理マニュアル(案)」「研究室の実験廃液・処理水に係る取扱・管理規定(案)」

整備方針

I T 関連も含めた基盤的技術産業の育成及びそれを支える新技術開発を促進するため、高速大容量の情報通信基盤を備えた安価な創業空間（貸研究室）に、岡山県産業支援プラットフォームの支援機能を付加したインキュベーションセンターを岡山リサーチパークに整備し、新規創業の促進等を通じて地域産業の振興を図る。

岡山情報ハイウェイ等のインフラ整備の優位性や基盤技術に基づくものづくり分野での大きな集積等、本県の特性を活かすため、「I T」及び「ものづくり」を対象分野とし、I T 関連とものづくり（機械系、化学系）の貸研究室を1箇所を集約して入居者の交流を深めること等により、これらの技術の融合による新たな事業の創出も目指す。

遵守すべき法制度等

本件事業の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号。以下「ハートビル法」という。）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・ 岡山県福祉のまちづくり条例（平成 12 年岡山県条例第 1 号）
- ・ ISO14001（環境マネジメントシステム国際標準規格）
- ・ その他施設の建設、維持、管理、運営に関する関係法令等

設計要件

1 設計基準等

施設の設計に当たっては、次の基準等により行うこと。

- (1) 施設、設備について、ハートビル法の誘導的基準を満たし、同法の認定建築物となること。

【参照】

岡山県福祉のまちづくり条例（例規集）

岡山県福祉のまちづくり条例（施設整備マニュアル）

岡山県福祉のまちづくり条例解説

ハートビルのつくり方（平成7年9月 岡山県におけるハートビル法の手引き
/ 編集：岡山県ハートビル連絡会）

- (2) 施設の構造体の耐震安全性の分類は、「岡山県建築物等耐震対策基本方針（平成8年8月）」に定める 類とする。

- (3) 設備の耐震対策については、「建築設備耐震設計・施工指針（（旧）建設省住宅局建築指導課監修）」（最新版）の耐震クラスをAとする。

- (4) 施設の構造設計については、建築基準法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、国土交通省告示によるほか、次の諸基準に準拠すること。

日本建築学会諸基準

2001年版 建築物の構造関係技術基準

官庁施設の総合耐震計画基準（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（最新版）

- (5) 各工事に当たっては、次を参照すること。

「建築工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（最新版）

「機械設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（最新版）

「電気設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（最新版）

2 敷地条件

- (1) 事業名：岡山リサーチパーク・インキュベーションセンター（仮称）整備等事業
- (2) 位置：岡山県岡山市芳賀5303番地 別添位置図参照
- (3) 面積：約12,165㎡ 別添図、デジタルデータ参照
- (4) 土地：土地は民間の所有地であり、県は地上権を設定している。計画敷地に関しては、デジタルベースで座標を設定し（南側・北西側）着工前に県と事業者が立会い、本件事業で境界杭を設置する。
- (5) 沈砂池：計画敷地の北西側に隣接する土地（沈砂池）については、本件事業で施設供用開始までに埋戻し、砂利敷き工事等を実施する。
- (6) 南側敷地の雨水処理：計画敷地の南側に隣接する土地の雨水処理については、現状性能確保のための対応を実施する。
- (7) 地質等：設計の参考資料として、事前に行われた地質調査報告書から抜粋したものを提供する。このうち、地層推定断面図については、調査結果に基づく想定であり、本件事業実施に伴う変更のリスクは事業者が負担する。事業者は、本件施設の建設のために更に地質調査が必要な場合は、事業契約締結後、事業者の判断により実施するものとする。
別添地質調査報告書（抜粋）、地質図参照
- (8) 交通：
（車利用）
岡山空港から7分、岡山駅から18分、山陽自動車道岡山ICから5分

（リムジンバス利用）
岡山市街地～（27分）～岡山リサーチパーク～（9分）～岡山空港 1日14往復運行

（参考：東京から岡山への所要時間）
飛行機で1時間20分、新幹線で3時間12分
- (9) 周辺状況：緑豊かな敷地の中に、「民間企業研究所」、「岡山県工業技術センター」、「テクノサポート岡山」及び「岡山大学地域共同研究センター」が立地し、産学官の研究機関が集結し、研究開発を中心とする産業の頭脳部分が集積しており、岡山県産

業の高度化・高付加価値化を担う拠点エリアとなっている。

「岡山県工業技術センター」

地域の企業・業界のニーズに積極的に対応し、最新設備で技術の創造をバックアップ

「テクノサポート岡山」

各種分野の研究会・セミナーの開催により、産・学・官の幅広い技術交流や情報交換が活発

「岡山大学地域共同研究センター」

地域産・学・官の技術交流を促進する岡山大学の窓口

(10) 地域地区等：

都市計画：市街化調整区域

防火地域：無指定

リサーチパーク内のガイドライン

建ぺい率 : 50%以下

容積率 : 200%以下

高さ制限 : 30m以内

壁面位置の制限 : 道路境界から5m以上離す

色彩の制限 : 淡い落ち着いた色とし、県との協議が必要

看板・広告の制限 : 外壁や屋上への突出禁止、窓等への設置禁止

敷地利用上の規則：・電柱及び広告塔の地上設置禁止

・塀は原則として生垣とする

・法面の形状の変更禁止

公害防止：本件事業を行うに当たっては、公害防止に関する法令等に定める基準を遵守する。

岡山リサーチパークには、震動等により業務に支障をきたすおそれのある立地企業もあるため、十分に配慮を行うこと。

3 インフラ整備状況（別図参照）

下記事項は、参考であり、各々事業者の責任において、各管理者に確認すること。

(1) 上水道

敷地周囲の本管：西側公道側 岡山市上水道本管 150

引込管口径：50（引き込み済）

(2) 下水道（汚水）

敷地周囲の本管：西側公道側 岡山市下水道本管 200

放流方式：分流式

引き込み及び汚水枡、雑排水枡設置済

(3) 下水道（雨水）

公共側溝：敷地内雨水枡に集水し、北側公道側、西側公道側の公共側溝に放流する。

放流方式：分流式

(4) 都市ガス（岡山ガス）

敷地周囲の本管：西側公道側

引き込みなし

ガスの種類：5C 平成16年度に13Aに変更予定

(5) 電話（NTT - ME中国）

敷地周囲の本管：北側公道側より引き込み済

(6) 電気（中国電力）

敷地周囲の本管：西側公道側より引き込み済

(7) 情報 詳細は「情報ネットワークに関する要求水準書（以下「情報要求水準書」という。）」参照

計画敷地の北西側に隣接する土地まで、県により光ファイバーが敷設される予定である。本件事業により、本件施設までの情報幹線（360心）を引き込むものとする。

岡山リサーチパークにCATVが整備される予定は現在ない。

本件施設及び他施設を含むネットワークの概要、事業者の整備範囲を情報要求水準書に示す。岡山県産業振興財団により、イントラネットが構築されることを予定した計画とすること（本件施設供用開始以降）。

4 施設の空間機能要件

各施設に必要な空間機能要件を示す。

必要面積の記述がある諸室以外の面積については、提案を求めるものである。

なお、諸室においては、特別の指定がない限り、一般的な温度（夏期：乾球温度26、冬期：乾球温度22）、一般的な湿度（相対湿度40%以上70%以下）を確保し、照度は、「建築設備計画基準・同要領（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（最新版）によるものとする。

(1) 施設の機能

本件施設では、岡山情報ハイウェイの高速情報通信基盤を備え、IT 及びものづくり分野を対象にして、新規創業や中小企業者の新分野進出を支援し、県内産業の活性化を図る。そのために、次の機能を備える。

研究室の貸出機能（機械系・化学系・IT 関連・試作開発系）

県内外の大学と入居者との連携（共同研究、受託研究等）

入居者に対する相談、助言、情報提供等の入居者支援機能

(2) 施設の概要

施設リスト

本件事業により配置する施設は次のとおりとする。

a 起業家、研究開発型企業が入居するスペース

ア) 研究室（機械系・化学系・IT 関連）

イ) 試作開発室（主に機械系）

b 共用施設

ア) 支援スタッフルーム

イ) 共用室

c その他施設

ア) 産学連携室

イ) エントランス

ウ) 談話コーナー

エ) 更衣室、シャワー室

オ) トイレ

カ) 湯沸かし室

キ) エレベーター

ク) ルーター室

ケ) 管理用倉庫

コ) 太陽光発電システム 等

配置計画

計画敷地内に、この要求水準書で示した建築物以外に、建築面積約 1,200 m²の研究室又はオフィス棟を増設することを含めた配置計画を行う。ただしこの増設は、検討段階のものであり、本件事業の範囲外とする。

本件事業ではこの増設敷地部分を、本件施設供用開始から当分の間、駐車スペースとして利用できるよう、整備することとする。

建物

主たる建物は、S 造中層建築物とする。

(3) 機能構成

研究室棟

a 研究室（機械系仕様）約 50 m² 15 室

室機能：

ア) 対象業種：レーザー応用技術（応用光電など）超鏡面形成技術など

イ) 設備等：電気、水道（給排水は配管接続用BOX各取出口まで、標準装備）、都市ガス（各配管接続用BOXまで、標準装備）設備

配管接続用BOXについて（以下同様）：鉄鋳物製の室内設備（実験排水、給排水、都市ガス）配管接続用BOX

・配管接続として利用しない場合は、室内における研究業務の妨げとならないよう、床とフラットな状態になっていること。

・配管接続として利用する場合、利用しない場合ともに、室内における漏水がBOX内に浸入しないような仕様とすること。

天井高 = H3.0m以上、床荷重 = 1 t / m²

ウ) 電力容量：照明用・コンセント用電力 70VA / m²

（分電盤からコンセントまでの配管・配線を壁及び天井回しとし標準装備）

実験用单相 250 VA / m²（実験用分電盤まで標準装備）

実験用三相 210 VA / m²（実験用分電盤まで標準装備）

エ) 室内照度：500～750lx

オ) 空調設備：ガス式又は電気式個別空調機を全室に標準装備し、屋上に室外機を設置する。

カ) 実験排水：1次、2次処理水ともに入居者の責任及び負担によるバッチ処理とする。実験台排水等の最終枡をモニタリング用とし、入居者による不正な公共施設への排水がないことを監視（簡易PH計により1日1回程度のPH測定を行う。）する。実験排水用の立管及び横引管と配管接続用BOXまでを標準装備とし、実験台より配管接続用BOXへの配管は入居者負担とする。

キ) 消火設備：入居者固有の仕様による特殊消火設備は入居者負担とする。

ク) 防犯設備：各室の出入口に電気錠を設け、カードリーダーでの開閉方式による防犯管理方式等とする。

ケ) 情報設備：光ケーブル4C、1000base-SX（2口）及び、100base-TX以上（3口）を実装する。

4室程度は、25 m²に仕切ること可能な設備とし、入居者工事により界壁の新設・撤去等を行うことにより25～100 m²程度の範囲でフレキシブルに室面積の変更ができる仕様とする。

b 研究室（化学系仕様）約 50 m² 15 室

室機能：

ア) 対象業種：半導体薄膜形成技術、イオンエッチング技術など

イ) 設備等：電気、水道(給排水は各配管接続用BOX取出し口まで、標準装備)、都市ガス(各配管接続用BOX取出し口まで、標準装備)設備
天井高 = H2.7m以上、床荷重 = 500kg / m²

ウ) 電力容量：照明用・コンセント用電力 70VA / m² (分電盤からコンセントまでの配管・配線を壁及び天井回しとし標準装備)

実験用单相 250 VA / m² (実験用分電盤まで標準装備)

実験用三相 210 VA / m² (実験用分電盤まで標準装備)

エ) 室内照度：500～750lx

オ) 空調設備：ガス式又は電気式個別空調機を全室に標準装備し、屋上に室外機を設置する。

カ) 実験排水：1次、2次処理水ともに入居者の責任及び負担によるバッチ処理とする。実験台排水等の最終枘をモニタリング用とし、入居者による不正な公共施設への排水がないことを監視(簡易PH計により1日1回程度のPH測定を行う。)する。実験排水用の立管及び横引管と配管接続用BOXまでを標準装備とし、実験台より配管接続用BOXへの配管は入居者負担とする。

キ) 消火設備：入居者固有の仕様による特殊消火設備は入居者負担とする。

ク) 防犯設備：各室の出入口に電気錠を設け、カードリーダーでの開閉方式による防犯管理方式等とする。

ケ) 情報設備：光ケーブル4C、1000base-SX(2口)及び、100base-TX以上(3口)を実装する。

4室程度は、25 m²に仕切ること可能な設備とし、入居者工事により界壁の新設・撤去等を行うことにより25～100 m²程度の範囲でフレキシブルに室面積の変更ができる仕様とする。

c 研究室(IT関連仕様)約25 m² 2室

(柱に囲まれた2室の間の壁を取り外し1ユニット(約50 m²)としても利用可能とする。ただし、取り外し工事、及び退居時の原状回復工事は入居者負担とする。)

室機能：

ア) 対象業種：機械設計、CAD・CAMソフト、デザイン、グラフィックスなど

イ) 設備等：電気、水道(洗面器まで、標準装備)、都市ガス(各室取出しバルブまで標準装備)設備、OAフロアー天井高 = H2.7m以上、床荷重 = 500kg / m²

ウ) 電力容量：照明用・コンセント用電力・OA用電力 170VA / m²

(分電盤からコンセントまでの配管・配線を壁及び天井回しとし標

準装備)

- I) 室内照度：500～750lx
- ロ) 空調設備：ガス式又は電気式個別空調機を全室に標準装備し、屋上に室外機を設置する。
- カ) 消火設備：入居者固有の仕様による特殊消火設備は入居者負担
- ク) 防犯設備：各室の出入口に電気錠を設け、カードリーダーでの開閉方式による防犯管理方式等とする。
- ケ) 情報設備：光ケーブル4C、1000base-SX(2口)及び、100base-TX以上(3口)を実装する。

d 支援スタッフルーム 約160㎡ 1室

室機能：

技術や経営などの専門のインキュベーションマネージャーを少なくとも3名常駐させ、入居者に対する相談、助言、情報提供等のサービスを提供する。内部に個別面談相談室を2室設ける。なお、日常の庶務的な事務処理に加え、インキュベーションマネージャーを補佐する業務を行う事務スタッフ用スペースも確保する。

ア) 設備等：電気、水道(洗面器まで、標準装備)、都市ガス(各室取出しバルブまで標準装備)設備

天井高 = H2.7m以上、床荷重 = 350kg/㎡

- イ) 電力容量：照明用・コンセント用電力 70VA/㎡
- ロ) 室内照度：500～750lx
- リ) 空調設備：ガス式又は電気式個別空調機を全室に標準装備し、屋上に室外機を設置する。
- レ) 防犯設備：必要に応じた設備とする。
- ロ) 情報設備：100base-TX以上(3口)を実装する。

e 共用室 ・約20㎡ 3室

(独立して使用できる室とする。)

・約40㎡ 1室、約80㎡ 1室

(通常は共用部分を含め、入居者が自由に利用できるオープン空間とするが、必要に応じて40㎡、80㎡に区画し、会議等多目的に利用できるものとする。)

室機能：

ア) 設備等：電気

天井高 = H2.7m以上、床荷重 = 350kg/㎡

- イ) 電力容量：照明用・コンセント用電力 70VA/㎡
- ロ) 室内照度：500～750lx

- l) 空調設備：ガス式又は電気式個別空調機を全室に標準装備し、屋上に室外機を設置する。
- o) 防犯設備：必要に応じた設備とする。
- か) 情報設備：光ケーブル4C、1000base-SX（2口）及び、100base-TX以上（3口）を実装する。ただし、40㎡、80㎡の室に関しては、2室で50人程度が同時に接続できるネットワーク環境（有線または無線）を備えることとする。

プロジェクター等映像施設が利用可能なように、窓にはブラインド、カーテン等を設置する。

f 産学連携室 約50㎡ 4室

室機能：

産学連携室は、県内外の大学の研究室が、入居者と連携して共同研究、受託研究を行うために設置する。

- ア) 設備等：電気、水道（給排水は各配管接続用BOX取出し口まで、標準装備）都市ガス（各配管接続用BOX取出し口まで、標準装備）設備
天井高 = H2.7m以上、床荷重 = 500kg/㎡
- イ) 電力容量：照明用・コンセント用電力 70VA/㎡
（分電盤からコンセントまでの配管・配線を壁及び天井回しとし標準装備）
実験用单相 250 VA/㎡（実験用分電盤まで標準装備）
実験用三相 210 VA/㎡（実験用分電盤まで標準装備）
- ウ) 室内照度：500～750lx
- エ) 空調設備：ガス式又は電気式個別空調機を全室に標準装備し、屋上に室外機を設置する。
- オ) 実験排水：1次、2次処理水ともに入居者の責任及び負担によるバッチ処理とする。実験台排水等の最終枡をモニタリング用とし、入居者による不正な公共施設への排水がないことを監視（簡易PH計により1日1回程度のPH測定を行う。）する。実験排水用の立管及び横引管と配管接続用BOXまでを標準装備とし、実験台より配管接続用BOXへの配管は入居者負担とする。
- カ) 消火設備：入居者固有の仕様による特殊消火設備は入居者負担とする。
- キ) 防犯設備：各室の出入口に電気錠を設け、カードリーダーでの開閉方式による防犯管理方式等とする。
- ク) 情報設備：光ケーブル4C、1000base-SX（2口）及び、100base-TX以上（3口）を実装する。

g エントランス

エントランスには、風除室を設ける。

h 談話コーナー

飲料水又は軽食等の自動販売機等を設置し管理するものとする。

i 更衣室、シャワー室

一般のシャワーブースと身障者も利用できるシャワーブースを各階男女別に設置する。

j トイレ

各施設の適切な位置に適切な数を分散配置する。多目的トイレを各フロアに1つ設ける。多目的トイレ以外のトイレについても、ハートビルの考えに従ったものとする。

k 湯沸かし室

身障者も利用しやすい湯沸かし室を各フロアに1つ設ける。

l エレベーター（ハートビル対応）

m ルーター室 詳細は「情報要求水準書」参照

研究室棟の各階及び試作開発室棟にルーター室を設ける。ルーター室の1については、重要機器を設置し、保守点検のレベルを高くする。このメインルーター室には、当該施設のみならず、岡山情報ハイウェイの所轄となるPOPのスイッチング機器等が設置されるため、岡山情報ハイウェイ側の職員が、24時間365日開錠でき、直接外部から出入できるような独立した扉を設置する。

n 管理用倉庫

o 太陽光発電システム

陸屋根屋上設置型で、共用部分における照明の電気容量を夏場においてカバーできる電池容量とする（蓄電池は持たないシステム）

p 階段

階段は、ハートビル対応とする。また、安全でわかりやすい避難動線とする。

試作開発室棟

a 試作開発室 約100㎡ 6室

室機能：

ア) 対象業種：メカトロニクス応用製品試作、ロボット設計試作、新素材合成技術、生理活性物質抽出プラントなど

イ) 設備等：電気、水道（給排水は各配管接続用BOX取出し口まで、標準装備）、都市ガス（各配管接続用BOX取出し口まで、標準装備）設備、トイレ（入居者工事により容易に障害者対応が可能なこと。）、手洗い（同前）、シャワー（同前）、湯沸かし設備（同前）W：3.5m×H：3.8m電動重量シャッター（サービスヤード側に設置）、障害のない高さ

H = 4.5m以上を確保、床荷重 = 2 t / m²

ウ) 電力容量：照明用・コンセント用電力 70VA / m²

(分電盤からコンセントまでの配管・配線を壁及び天井回しとし標準
装備)

実験用单相 270 VA / m² (実験用分電盤まで標準装備)

実験用三相 620 VA / m² (実験用分電盤まで標準装備)

イ) 室内照度：500～750lx

ロ) 空調設備：電気容量のみ対応し、空調設備は入居者負担工事とする。

カ) 実験排水：1次、2次処理水ともに入居者の責任及び負担によるバッチ処理と
する。実験台排水等の最終枡をモニタリング用とし、入居者による
不正な公用施設への排水がないことを監視(簡易PH計により1日
1回程度のPH測定を行う。)する。実験排水用の立管及び横引管と
配管接続用BOXまでを標準装備とし、実験台より配管接続用BOX
への配管は入居者負担とする。

キ) 消火設備：入居者固有の仕様による特殊消火設備は入居者負担とする。

ク) 防犯設備：各室の出入口に電気錠を設け、カードリーダーでの開閉方式による
防犯管理方式等とする。

ケ) 情報設備：光ケーブル4C、1000base-SX(2口)及び、100base-TX以上(3
口)を実装する。

(4) その他の施設要件

耐用年数

「維持管理業務に関する要求水準書」に示した維持管理を行うことにより、38年
間以上の施設利用が可能となること。

駐車場

駐車場については、来客・テナント用として29台、サービス用29台、また、試
作開発室棟のサービスヤード用に12台の計70台を設けること。

さらに、出入口の最も到達しやすい位置に、車椅子使用者が利用しやすい駐車ス
ペース(2台分以上)を別途設けること。

また、将来の研究室等棟の増設予定地も、当分の間駐車スペースとして、利用でき
るよう整備すること。

緑化

リサーチパーク全体の環境を考慮し、できる限りの緑化に努めること。

境界

敷地周囲を生垣等で囲う。計画敷地の北西側に隣接する土地(沈砂池)との境界線
は鎖による車止め程度とし、本件事業により、維持管理を行う。

施設利用時間

研究室、試作開発室及び産学連携室は24時間、共用室は原則として、午前9時から午後9時までとし、365日の利用とする。

施設の引渡し

施設を、平成15年3月末に引き渡すこと。

(5) 仕上げ計画

仕上げ計画については、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても配慮し、清掃しやすく管理しやすい施設とする。

また、使用する材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、改修時・解体時における環境汚染に配慮する。

仕上げの選定に当たっては「建築設計基準及び同解説（（旧）建設大臣官房官庁営繕監修）」（最新版）に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とする。

(6) 機器及び備品

諸室に導入する主な機器及び備品を参考として別表に示す。これらは事業者が準備するものであり、事業期間中において機能を確保することとする。（配置、電源等について留意した平面計画とする。）

別表 導入機器及び備品(参考)

場所等	名称	数量	単位
エントランス	くず入れ	2	ケ
	傘袋スタンド	1	ケ
	プラントボックス	2	ケ
	パンフレットスタンド	2	ケ
談話コーナー	スモーキングスタンド	2	ケ
	喫煙用空気清浄機	2	ケ
	テーブル 900	4	ケ
	イス	16	脚
	テレビ	1	台
支援スタッフルーム	ハイカウンター 1800	1	ケ
	ハイカウンター 1500	1	ケ
	車イスカウンター 1200	1	ケ
	エンドパネル連結部材	1	式
	両袖机	3	ケ
	事務用イス	3	ケ
	片袖机	4	ケ
	脇机	4	ケ
	事務用イス	4	ケ
	スチール書庫 両開き	5	ケ
	スチール書庫 引き違い	5	ケ
	プラントボックス	1	ケ
	応接セット	1	式
	角テーブル	2	ケ
	イス	11	ケ
	ファクシミリ	1	台
	複写機	1	台
	ラック棚	1	台
	電話機	5	台
	コインコピー	1	台
コインFAX	1	台	
その他管理用スペース	片袖机	4	ケ
	脇机	4	ケ
	事務用イス	4	ケ
	スチール書庫 引き違い	5	ケ
	電話機	2	台
共用室	テーブル	32	ケ
	イス	96	脚
	演壇	1	ケ
	テーブル 900	6	ケ
	イス	24	脚
	電話機	5	台
談話コーナー	スモーキングスタンド	2	ケ
	ロビーチェア 8人掛け	1	式
	喫煙用空気清浄機	2	ケ

場所等	名称	数量	単位
(映像設備)	移動式スクリーン	2	台
	モニターTV	1	台
	書画カメラ	1	台
	ビデオプレーヤー	1	台
	DVDプレーヤー	1	台
	マルチメディアプロジェクター	1	台
(音響設備)	メインスピーカー	2	台
	カセットデッキ	1	台
	CD/MDプレーヤー	1	台
	有線マイク・スタンド	2	式
	ワイヤレス マイク	2	本
	マイクは、4本同時使用が可能なものとする		
更衣室	ロッカー	提案による	台

5 設備の主要な機能要件

「4 施設の空間機能要件」で示した機能を満たすために必要となる設備の要件について示すが、以下にないものについては、事業者において検討の上、提案するものとする。

(1) 電気設備

電灯設備

- a 各室、共用部に設ける照明器具（ちらつきのない機器）、コンセント等の配線工事及び幹線配線工事を行う。
- b 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は関連法規に基づき設置する。
- c 外灯（最低照度：1lx）は施設外構部に設置し自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。

動力設備

各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の設置、配管配線及び幹線配管配線等を行う。

施設全体の電力容量及び特殊負荷への設備的対応

実験設備、電灯設備、動力設備等施設全体の電力容量を確保するとともに、入居者の特殊負荷に耐えうるような空調性能向上のための工事(入居者負担工事)に必要な機器スペース、配管・配線スペース、空調電源容量を全体として確保しておくものとする。

受変電設備

受電方式は高圧受電（中国電力：6,600V）とする。

構内電話交換設備

施設用電話交換機を設備するとともに、配管配線を行う。

- a 中継方式：ダイヤルイン方式
- b 交換機仕様：電子交換機とする。局線は、アナログ・デジタル回線が利用可能なように各専用パッケージを実装する。
- c 配線：研究室、試作開発室及び産学連携室部分は、室内端子盤までの配管配線を行い、電話機は実装しない。それ以外の部分は、電話機の準備、実装も含む配管配線を行う。
- d 端子盤：支援スタッフルームは多くの電話機を設置するため、室内に端子盤を設置する。

情報配管設備

LANを想定し、幹線敷設用ケーブルラックを敷設し、配管配線を行う。

詳細は、「情報要求水準書」を参照のこと。

表示設備

エレベーター、多目的トイレ及びシャワー室内に警報用押し釦を設置し、表示装置を支援スタッフルーム等に設置する。

テレビ共同受信設備

UHF、VHF、FM、AM、BS の各種テレビ・ラジオアンテナを設置する。また、CS アンテナに対しても対応可能な計画とする。

テレビ電波障害対策

事業者は、計画内容による事前テレビ電波障害調査を実施する。本件施設建設に伴い、近隣にテレビ電波障害が発生した場合は、本件事業によりテレビ電波障害防除施設を設ける。

無停電電源装置等

事業者が実装した情報ネットワーク設備の停電時保障用に無停電電源装置等を設ける。詳細は、「情報要求水準書」を参照のこと。

自家用発電設備

事業者が実装した情報ネットワーク設備の停電時保障用に自家用発電設備を設ける。

情報ネットワーク

詳細は、「情報要求水準書」を参照のこと。

(2) 機械設備

空調設備

オゾン層破壊防止、地球温暖化抑制に最大限配慮したシステムとする。

給湯設備

a 給湯箇所

ア) 給湯室

イ) 支援スタッフルーム

ウ) シャワー室

b 給湯方式

局所式及び中央式の機器仕様については室の利用形態を適切に判断し選択する。

ガス設備

a ガスの種類

5 C 平成16年度に13Aに変更予定

b 安全対策

ガス漏れ警報器、緊急遮断弁等の設置を行い安全性を高めるとともに、支援スタッフルーム等においてその管理ができるようにする。

(3) 警備設備

建物出入口は、常時出入チェックを行う。その他、防犯設備、I T V 監視設備等防犯設備を適切に設置する。

(4) 研究室、試作開発室及び産学連携室に係る光熱水費の徴収及び支払

本件施設内における給水、都市ガス及び電気の計量は集中検針方式とする。研究室、試作開発室及び産学連携室に係る水道料金、ガス料金及び電気料金については、事業者が、検針に応じ基本料金も併せて、入居者から徴収する。

給水、都市ガス及び電気に関する契約は、事業者と岡山市水道局及びエネルギー事業会社間で締結し、本件施設に係るすべての光熱水費は、岡山市水道局及びエネルギー事業会社の請求に応じて、事業者が支払う。

電話に関しては、各入居者と電話会社との直接の契約とする。

維持管理要件

- ・本件施設の維持管理業務について、別添「維持管理業務に関する要求水準書（以下「維持管理要求水準書」という。）」に示す。
- ・事業者は「維持管理要求水準書」及び「建築保全業務共通仕様書（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「保全業務共通仕様書」という。）」（最新版）に基づき、建物保守管理、設備保守管理、清掃、植栽・外構維持管理、環境衛生管理、警備に関する業務を行う。
- ・「維持管理要求水準書」、「保全業務共通仕様書」の両方に記載がある場合は、「維持管理要求水準書」を優先し、「保全業務共通仕様書」のみに記載がある場合も業務を行うものとする。
- ・「維持管理要求水準書」に記載されている用語については、「保全業務共通仕様書」に定義されている用語と同一とする。
- ・維持管理業務の実施状況について、県はモニタリングを行うが、その方法等については事業契約書において定めるものとする。
- ・業務の一部又は全部を、あらかじめ県の承諾を得て、第三者に委託することができる。
- ・事業者は、県と協議の上、維持管理業務及び に述べる入居者が負うべき内装管理・環境管理業務に関し、管理責任者であるインキュベーションセンター長を常任配置する。
- ・事業期間中の本件施設の維持管理に係る光熱水費は事業者の負担とし、省エネルギー等に関する提案内容及び提案コストからその有効性を判断する。
- ・事業期間中の本件施設に関して発生する経常修繕（毎年）及び計画修繕については事業者の負担とし、経常修繕及び計画修繕に関する詳細な提案内容及び提案コストからその有効性を判断する。

運営に関する要件

新規創業の促進等を通じて地域産業の振興を図ることを目的として整備するインキュベーションセンターにおいて、利用しやすい施設運営及び施設入居者へのソフト面の支援の充実を目指し、施設入居者のニーズに応えるサービスを提供することとする。

本件施設の運営に関しては、別添「運営業務に関する要求水準書（以下「運営要求水準書」という。）」に示す。事業者は、運営要求水準書に基づき、本件施設の運営を行う。

入居者の負うべき内装管理・環境管理義務

(内装管理義務)

本件施設の良い環境を保ち、円滑な管理ができるよう、次のA、B工事の設計、施工に関連するすべての統括管理業務、原状回復工事管理業務を行うため、事業者は、インキュベーションセンター内装管理室を設置し、県と協議の上、入居者に対する内装管理を実施する。

A工事：標準の内装及び設備の仕様の変更を伴う工事をいう。入居者は、自らの費用負担により設計、工事及び監理を行うものとし、設計と施工に当たっては、事業者を通じて県の承諾を得るものとする。

B工事：標準の内装及び設備の仕様の変更を伴わない工事（例として、家具、什器等の単体のものの搬入及び設置工事）をいう。入居者は、自らの費用負担により設計、施工を行うものとし、設計と施工に当たっては、事業者の承諾を得るものとする。

(環境管理義務)

事業者は、県と協議の上、研究室、試作開発室及び産学連携室の入居者に対し、薬品及び有害物の保管、取扱い及び廃棄並びに実験廃液及び実験処理水に係る安全管理を行い、事故防止、環境保全に努めるため、インキュベーションセンター有害物安全管理委員会を設置し、管理体制を整備するとともに、入居者に対する環境管理を実施する。

事業者は、環境管理の実施に当たっては、別添「有害物安全管理委員会設置要綱（案）」、「有害物安全管理マニュアル（案）」及び「研究室の実験廃液・処理水に係る取扱・管理規定（案）」を参考にして県と協議の上定め、遵守すること。

維持管理業務に関する要求水準書

目 次

総則.....	2
建物保守管理業務.....	4
設備保守管理業務.....	5
清掃業務.....	6
植栽・外構維持管理業務.....	8
環境衛生管理業務.....	9
警備業務.....	11

・総則

項 目	内 容
維持管理業務	
1 業務の目的	<p>本件施設の機能を維持し、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、また、入居者にとって、より快適な施設利用ができるように、建物・設備及び外構等の性能及び状態を常時適切な状態に維持管理する。</p>
2 業務の実施の考え方	<p>業務の実施に当たっては、次項で定める業務について、事業期間を通じて次のことに考慮した維持管理業務計画書（以下「計画書」という。）を作成し、実施する。</p> <p>(1)維持管理は、予防保全を基本とすること。 (2)作業環境を良好に保ち、施設利用者の健康被害を防止すること。 (3)建築物（付帯設備を含む。）が有する性能を保つこと。 (4)劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。 (5)省資源、省エネルギーに努めること。 (6)ライフサイクルコストの削減に努めること。 (7)建築等の財産価値の確保を図ること。 (8)環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。 (9)故障等によるサービスの中断に係る対応を定め、回復に努めること。 (10)(1)～(9)の項目について、事業期間中の工程を定め、実施すること。</p>
3 業務の対象	<p>次の業務ごとに区分し、この要求水準書に定めるとおりとする。</p> <p>(1)建物保守管理業務 (2)設備保守管理業務 (3)清掃業務 (4)植栽・外構維持管理業務 (5)環境衛生管理業務 (6)警備業務</p>
4 点検及び故障等への対応	<p>点検及び故障等への対応は、計画書に従って速やかに実施すること。</p>
5 施設管理担当者	<p>県は、施設管理担当者を置く。</p>
6 インキュベーションセンター長	<p>(1)インキュベーションセンター長（以下「センター長」という。）は、業務を総合的に把握し調整を行う。 (2)センター長は、業務担当者を兼ねることができる。</p>
7 業務担当者	<p>(1)事業者は、法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任する。 (2)業務担当者は、業務従事者であることを容易に識別できるようにし、作業に従事する。</p>
8 業務体制の届け出	<p>業務の実施に当たっては、その実施体制、センター長及び業務担当者を施設管理担当者に届け出ること。</p>

項 目	内 容
9 業務報告書	センター長は、毎年度、業務終了後計画書に定める様式に記入し、速やかに施設管理担当者に報告する。
10 業務完了届	事業者は、各事業年度の4月から9月まで、10月から3月までの各期間終了後、業務完了届を速やかに県に提出する。(10月から3月までの期間に係る届出については、9の報告と併せて行う。)
11 非常時の対応	(1)事故・火災等への対応についてあらかじめ県と協議し、防災計画を策定する。 (2)センター長は、事故・火災等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を取るとともに、施設管理担当者及び関係機関に通報する。
12 災害時等の対応	本件施設内において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、初期措置を講じ、施設管理担当者及び関係機関に通報する。
13 法令等の遵守	必要な関連法令、技術基準等を充足した計画書を作成し、それに基づき業務を実施する。
14 費用の負担	業務に要する費用は、事業者の負担とする。
15 用語の定義 (1)点検	建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べること。機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
(2)保守	建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
(3)運転・監視	設備機器を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること。
(4)清掃	汚れを除去し、又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
(5)修繕	建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

・建物保守管理業務

項 目	内 容
1 建物保守管理業務の対象	本件施設（建物部分）
2 業務の実施	(1)総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、建物保守管理業務年間計画書を作成し、実施する。 (2)修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、県とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施する。 (3)実施業務の結果を記録する。 (4)センター長は、建物保守管理業務の結果を、年1回施設管理担当者に報告する。
3 要求水準	事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。
(1)屋根	漏水がないこと。 ルーフドレン、樋等が詰まっていないこと。 金属部分が錆び、腐食していないこと。 仕上げ材の割れ、浮きがないこと。
(2)外壁	漏水がないこと。 仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。
(3)地下ピット	地下ピットの防水性が維持されること。
(4)建具（内・外部）	可動部がスムーズに動くこと。 定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。 ガラスが破損、ひび割れしていないこと。 自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。 開閉・施錠装置は、正常に作動すること。 金属部分が錆び、腐食していないこと。 変形、損傷がないこと。
(5)天井・内壁	ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。 仕上げ材のはがれ、破れ、ひび割れがないこと。 塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。 気密性を要する部屋において、気密性が保たれていること。 漏水、かびの発生がないこと。
(6)床	ひび割れ、浮き又は摩耗及びはがれ等がないこと。 防水性能を有する部屋において、漏水がないこと。 歩行及び試験・研究業務に支障がないこと。
(7)階段	通行に支障をきたさないこと。
(8)手すり	ぐらつき等機能に問題がないこと。

・設備保守管理業務

項 目	内 容
1 設備保守管理業務の対象	<p>本件施設（各種設備） ただし、情報機器については、「情報ネットワークに関する要求水準書」による。</p>
2 業務の実施	<p>(1)総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、次の項目を含む、設備保守管理業務年間計画書を作成し、実施する。 運転監視業務 日常巡視点検業務 定期点検・測定・整備業務</p> <p>(2)修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、県とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施する。</p> <p>(3)センター長は、設備保守管理業務の結果を、年1回施設管理担当者に報告する。</p>
3 要求水準	<p>事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。</p>
4 設備管理記録の作成及び保管	<p>設備の運転・点検整備等の記録として、運転日誌、点検記録及び整備・事故記録等を作成する。運転日誌及び点検記録は、3年以上、整備・事故記録等は、事業期間中保管する。</p>
(1)運転日誌	<p>電力供給日誌 熱源機器運転日誌 空調設備運転日誌 温湿度記録日誌</p>
(2)点検記録	<p>電気設備点検表（太陽光発電設備及び電気通信設備を含む。） 空調設備点検表 給排水、衛生設備点検表 残留塩素測定記録 貯水槽点検記録 飲料水水質検査記録 空気環境測定記録 実験排水柵 PH測定記録 防災設備点検記録 各種水槽清掃実施記録 太陽光発電設備発電量実績記録</p>
(3)補修・事故記録	<p>定期点検整備記録 補修記録 事故・故障記録</p>
5 異常時の報告	<p>センター長は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに施設管理担当者に報告する。</p>

・ 清掃業務

項 目	内 容
1 清掃業務の対象	<p>(1) 次の日常清掃、定期清掃及び外構清掃の項目において指定された範囲とする。ただし、入居者が占有している部分並びに電気が通電され、又は運転中の機器が近くにある等清掃に危険が伴う部分を除く。</p> <p>(2) 備品、什器等(椅子等軽微なものを除く)の移動は、行わない。</p>
2 業務の実施	<p>(1) 総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、次の項目を含む、清掃業務年間計画書を作成し、実施する。 日常清掃業務 定期清掃業務</p> <p>(2) センター長は、清掃業務の結果を、年 1 回施設管理担当者に報告する。</p>
3 要求水準	<p>目に見える埃、シミ、汚れがない状態を維持し、見た目に心地良く、衛生的でなければならない。清掃は、できる限り、入居者の妨げにならないように実施する。個別箇所毎に日常清掃及び定期清掃を組み合わせ、業務を実施すること。</p>
4 日常清掃	<p>(1) 床 (範囲) 施設全般 床仕上げに応じた適切な方法により埃、ごみのないようにする。</p> <p>(2) ごみ箱、汚物容器、厨芥入れ等 (範囲) 施設全般 毎朝 9 時前までには内容物がすべて空の状態になっており、汚れが付着していない状態にする。</p> <p>(3) トイレ、更衣室、シャワー室(洗面台、鏡、衛生陶器を含む) (範囲) 施設全般 衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状況に保つ。 トイレットペーパー、消毒用品等は常に補充されている状態にする。 間仕切りは落書き、破損がない状態に保つ。 洗面台は常に水垢の付着や汚れがない状態に保つ。 鏡はシミ、汚れがついていない状態に保つ。</p> <p>(4) その他の内部付帯施設(流し台、湯沸かし等) (範囲) 施設全般 清潔な状態に保つ。</p>
5 定期清掃	<p>(1) 床 (範囲) 施設全般 埃、シミ、汚れがない状態に保つ(繊維床を除く)。繊維床の場合は、埃、汚れがない状態に保つ。</p> <p>(2) 壁・天井 (範囲) 施設全般 表面全体を埃、シミ、汚れのない状態に保つ。</p> <p>(3) バルコニー(計画がある場合) (範囲) 施設全般 土等汚れがない状態に保つ。</p> <p>(4) 照明器具、時計、換気口 (範囲) 施設全般 埃、汚れを落とし、適正に機能する状態に保つ。</p>

項 目	内 容
(5)窓枠、窓ガラス (範囲)施設全般	汚れがない状態に保つ。
(6)金属部分、手すり、扉、扉溝、スイッチ類 (範囲)施設全般	埃、汚れがない状態に保つ。
(7)ネズミ・害虫駆除 (範囲)施設全般	ネズミ・害虫等を駆除する。殺鼠剤等の使用に当たっては、あらかじめ施設管理担当者と協議すること。
6 外構清掃	
(1)外構清掃の内容	<p>建物周囲（玄関周り、犬走り等） 敷地内舗装面 側溝、排水管、污水管、雨水桝、水路 門扉、敷地内案内板等 敷地境界周辺の土地（道路脇等） ごみ置き場</p>
(2)外構清掃の内容	<p>敷地内のごみ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止する。 屋外排水設備（敷地内の側溝、排水桝等）の水流をごみ、落ち葉等で阻害しない。 日常清掃は、ごみ置き場、玄関周りについて行う。（水洗い、除塵等） 門扉、敷地内案内板等は、汚れが見苦しくなく、開閉がスムーズで表示が見やすい状態に保つ。</p>
7 清掃用具・衛生消耗品等の負担	清掃用器具、洗剤等の資機材やトイレットペーパー等の衛生消耗品の補充は、すべて事業者の負担とする。
8 資機材等の保管	資機材及び衛生消耗品は、計画書に示された場所に整理し、保管する。
9 ごみの収集・集積	ごみは、所定の場所に収集し、集積する。（廃薬品等は除く）分別方法は、岡山市の指定する方法に従う。
10 用語の定義	
(1)清掃	汚れを除去すること、汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
(2)日常清掃	日単位等の短い周期で行う清掃業務をいう。
(3)定期清掃	週単位、月単位及び年単位の長い周期で行う清掃業務をいう。
(4)資機材	資機材とは、次のような資材及び機材をいう。 資材：洗浄用洗剤、樹脂床維持剤、パッド、タオル等 機材：自在箒、フロアダスタ、真空掃除機、床磨き機等
(5)衛生消耗品	トイレットペーパー、水石鹸等をいう。

・植栽・外構維持管理業務

項 目	内 容
1 植栽・外構維持管理業務の対象	植栽：敷地内植栽等 外構： （施設） ごみ置き場、駐車場ライン、門扉、植栽塀、擁壁等コンクリート 構造物、案内板、外灯等 （敷地地盤） アスファルト舗装面（透水性対応が実施された場合）等 （地中設備） 埋設配管、暗渠及び排水桝等
2 業務の実施	(1)総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、植栽・外 構維持管理業務年間計画書を作成し、実施する。 (2)修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事 業者の責任範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲 が明確でない場合は、県とその責任と負担を協議の上、修繕等 を実施する。 (3)実施業務の結果を記録する (4)センター長は、植栽・外構維持管理業務の結果を、年1回施設 管理担当者に報告する。
3 要求水準	植栽： (1)植栽を良好な状態に保ち、かん水を行い、害虫や病気から防御 する。 (2)繁茂しすぎないように適宜剪定、刈込みを行う。 (3)風等により倒木しないように管理を行う。 (4)施肥、除草等は、計画的に行う。 外構： 各施設、設備とも本来の機能を発揮できる状態に保つこと。
4 薬剤散布、施肥の際の協議	植栽： 薬剤散布又は化学肥料の使用に当たっては、あらかじめ、施設 管理担当者と協議すること。

・環境衛生管理業務

項 目	内 容														
1 環境衛生管理業務の対象 2 業務の実施 (1)建築物環境衛生管理技術者の業務 (2)空気環境測定	<p>本件施設（各居室内環境）</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、次の業務を実施する。</p> <p>年間管理計画を法律に基づいて作成する。 年間管理計画の当月分として月間管理計画を作成する。 上記計画に従い環境衛生管理業務の監督を行う。 上記計画及び臨時に必要と認められた事項について、測定検査及び調整を指導し、又は自ら実施して、その結果を評価する。 監督、測定、検査、調査、その他によって、特に改善、変更を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を作成し、その都度、センター長及び施設管理担当者に意見を具申する。 管理計画の他、実施報告書、測定、検査及び調査等の記録及び評価等に関する書類、関係機関への報告その他の書類を作成する。 関係官庁からの立入検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力する。 関係官庁から改善命令を受けたときには、関係する業者に周知し、具体的な改善方法をセンター長及び施設管理担当者に具申する。</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、安全かつ衛生的な空気環境を維持する。</p> <p style="text-align: center;">室内環境測定</p> <table border="1" data-bbox="641 1310 1401 1742"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>管理基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 浮遊粉塵の量</td> <td>空気 1m³ につき 0.15mg 以下</td> </tr> <tr> <td>2 一酸化炭素の含有率</td> <td>(注)100 万分の 10(旧厚生省令で定める特別の事情がある建築物に当たっては旧厚生省で定める数値)</td> </tr> <tr> <td>3 炭酸ガスの含有率</td> <td>100 万分の 1,000 以下</td> </tr> <tr> <td>4 温度</td> <td>17 以上 28 以下 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと</td> </tr> <tr> <td>5 相対湿度</td> <td>40%以上 70%以下</td> </tr> <tr> <td>6 気流</td> <td>0.5m/s 以下</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	管理基準	1 浮遊粉塵の量	空気 1m ³ につき 0.15mg 以下	2 一酸化炭素の含有率	(注)100 万分の 10(旧厚生省令で定める特別の事情がある建築物に当たっては旧厚生省で定める数値)	3 炭酸ガスの含有率	100 万分の 1,000 以下	4 温度	17 以上 28 以下 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと	5 相対湿度	40%以上 70%以下	6 気流	0.5m/s 以下
測定項目	管理基準														
1 浮遊粉塵の量	空気 1m ³ につき 0.15mg 以下														
2 一酸化炭素の含有率	(注)100 万分の 10(旧厚生省令で定める特別の事情がある建築物に当たっては旧厚生省で定める数値)														
3 炭酸ガスの含有率	100 万分の 1,000 以下														
4 温度	17 以上 28 以下 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと														
5 相対湿度	40%以上 70%以下														
6 気流	0.5m/s 以下														

項 目	内 容										
(3)照度の測定	照度測定										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">作業の種類又は場所</th> <th style="width: 30%;">所要照度 (lx)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計、製図、タイプ、計算、キーパンチ等の作業</td> <td>1,500 ~ 700</td> </tr> <tr> <td>一般事務室、会議室、電話交換室、電子計算室、制御室等</td> <td>700 ~ 300</td> </tr> <tr> <td>書庫、受付、玄関、廊下、洗面所、便所等</td> <td>300 ~ 150</td> </tr> <tr> <td>宿直室、洗場、湯沸室、浴室、機械室、更衣室、階段、倉庫等</td> <td>150 ~ 70</td> </tr> </tbody> </table>	作業の種類又は場所	所要照度 (lx)	設計、製図、タイプ、計算、キーパンチ等の作業	1,500 ~ 700	一般事務室、会議室、電話交換室、電子計算室、制御室等	700 ~ 300	書庫、受付、玄関、廊下、洗面所、便所等	300 ~ 150	宿直室、洗場、湯沸室、浴室、機械室、更衣室、階段、倉庫等	150 ~ 70
	作業の種類又は場所	所要照度 (lx)									
	設計、製図、タイプ、計算、キーパンチ等の作業	1,500 ~ 700									
	一般事務室、会議室、電話交換室、電子計算室、制御室等	700 ~ 300									
	書庫、受付、玄関、廊下、洗面所、便所等	300 ~ 150									
宿直室、洗場、湯沸室、浴室、機械室、更衣室、階段、倉庫等	150 ~ 70										
設計、製図、タイプ、計算、キーパンチ等の作業	1,500 ~ 700										
一般事務室、会議室、電話交換室、電子計算室、制御室等	700 ~ 300										
書庫、受付、玄関、廊下、洗面所、便所等	300 ~ 150										
宿直室、洗場、湯沸室、浴室、機械室、更衣室、階段、倉庫等	150 ~ 70										
<p>印の作業の場所は局部照明によってこの照度を得ても良い。この場合の全般照明の照度は局部照明による照度の 1/10 以上であること。</p>											

・警備業務

項 目	内 容
1 警備業務の対象	敷地内の建築物を含むすべての財産の保全及び出入者への対応等。
2 業務の実施	(1)総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、警備業務年間計画書を作成し、実施する。 (2)実施業務の結果を記録する (3)センター長は、警備業務の結果を、年1回施設管理担当者に報告する。
3 要求水準	(1)24時間、365日警備を行う。 (2)警備担当人員は、1人(1ポスト)以上とする。 ただし、機械警備によることも可とする。
4 業務内容	<p data-bbox="209 797 363 831">(1)窓口業務</p> <p data-bbox="692 797 1353 987">出入管理を行うこと。 入居者への来訪者の受付を行うこと。 不審者の侵入を防止すること。 收受した文書、物品等は厳重に保管し引き継ぐこと。 鍵の收受及び保管を行い、記録簿に記録する。 拾得物、遺失物を保管し、記録すること。</p> <p data-bbox="209 1055 363 1088">(2)巡回業務</p> <p data-bbox="663 1055 1434 1245">定期的に巡回を行い安全を確認すること。 不法侵入者を発見した場合は、警察への通報等適切な処置をとること。 火災、盗難の早期発見と予防に努めること。 巡回中に不審物を発見した場合には、警察への通報等適切な処置をとること。</p> <p data-bbox="209 1279 475 1312">(3)緊急事態への対応</p> <p data-bbox="663 1279 1434 1626">火災が発生したときは、在館者を安全な場所まで誘導するとともに、消火器等を使用して消防車が到着するまで初期消火にあたること。 支援スタッフルーム等に設置された警報表示装置が発報した場合には、現場に急行し、応急措置を行うこと。 その他緊急の事態が発生したときは、現場に急行し、応急措置を行うこと。 火災等の緊急の事態が発生したときは、直ちに施設管理担当者及び関係機関に連絡・通報すること。 地震や風水害による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに初期措置を取ること。</p>

運營業務に関する要求水準書

目 次

. 総則.....	2
. 施設運營業務.....	3
. 入居者募集業務.....	4
. 入居者支援業務.....	5

・総則

項 目	内 容
運營業務	
1 業務の目的	<p>利用しやすい施設運営及び施設入居者へのソフト面の支援の充実を目指し、入居者のニーズに即した公共サービスを提供するものとする。</p>
2 業務の実施の考え方	<p>業務の実施に当たっては、次項で定める業務について、事業期間を通じて次のことに考慮した運營業務計画書（以下「計画書」という。）を作成し、実施する。</p> <p>(1)利用者のニーズに応じて本件施設の効果的、効率的な運用を行うこと。 (2)インキュベーションマネージャー（以下「IM」という。）により、入居者に技術、財務、法務その他分野において各種支援サービス（「入居者支援業務」参照）を提供すること。</p> <p>・入居者の選定については、入居者審査会（事務局は当分の間、岡山県（以下「県」という。））を設けて審査を行い、県が決定する。PFI事業者は、同審査会の構成メンバーとなるが、事務局とはならない</p>
3 業務の対象	<p>次の業務ごとに区分し、この要求水準書に定めるとおりとする。</p> <p>(1)施設運營業務 (2)入居者募集業務 (3)入居者支援業務</p>
4 施設利用時間	<p>研究室、試作開発室及び産学連携室は24時間、共用室は原則として、午前9時から午後9時までとし、365日、本件施設の利用が可能であること。</p>
5 人員配置等	<p>事業者は、業務の実施に当たり、少なくとも3名のIMを常時配置し、配置した人員については施設管理担当者に届け出ること。日常の庶務的な事務処理に加え、IMを補佐するために必要な事務員を配置すること。</p> <p>また、IMについては、次の条件を満たしていること。</p> <p>・IMは、主に「入居者支援業務」に携わるものとし、IT及びものづくりの技術や経営に関する基本的な知識を有し、臨機応変に対応できる者であること。 ・IM3名のうち1名をセンター長とすること。</p>
6 インキュベーションセンター長	<p>センター長は、業務を総合的に把握し調整を行う。</p>
7 業務報告書	<p>センター長は、毎年度、業務終了後計画書に定める様式に記入し、速やかに施設管理担当者に報告する。</p>
8 業務完了届	<p>事業者は、各事業年度の4月から9月まで、10月から3月までの各期間終了後、業務完了届を速やかに県に提出する。（10月から3月までの期間に係る届出については、7の報告と併せて行う。）</p> <p>なお、この完了届は、維持管理業務完了届と併記することも可。</p>

・施設運営業務

項 目	内 容
1 業務の実施	<p>(1)総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、施設運営業務年間計画書を作成し、実施する。</p> <p>(2)実施業務の結果を記録する</p> <p>(3)センター長は、施設運営業務の結果を、年1回施設管理担当者に報告する。</p>
2 業務の範囲	<p>本件施設の運営に係る次の(1)～(3)の内容を施設運営業務の範囲とする。</p> <p>(1)公共料金の集金等</p> <p>給水、都市ガス及び電気に関する契約は、事業者と岡山市水道局及びエネルギー事業会社間で締結すること。 子メータの検針を行い、入居者から、水道料金、ガス料金、電気料金を基本料金も併せて徴収し、岡山市水道局及びエネルギー事業会社に支払うこと。 本件施設使用料に係る納入通知書を入居者に配布すること。</p> <p>(2)共用室等の管理</p> <p>原則として入居者とその関係者が利用対象者となる、共用室の使用申込の受付を行い、それを管理すること。 導入機器及び備品のリスト(要求水準書別表)に基づいて設置された、事業者が整備する諸室内及び共用部分等の備品について、管理をすること。 に示す標準備品のうち、貸出可能な備品については、貸出管理を行うとともに、設置・設営等の利用支援を行うこと。 に示す標準備品については、事業者の資産として、適宜更新すること。 上記～の管理等については、記録台帳等に記録すること。</p> <p>(3)その他施設運営上必要な事務</p> <p>入居者への来訪者及び物品(新聞、宅配便等)の受付及び取り次ぎを行うこと。 集金簿、施設使用整理簿を作成し、5年間保管すること。 本件施設の維持管理及び運営に係る経理事務を行い、必要な帳簿等を備えておくこと。 災害や事故発生などの非常時・緊急時の体制を整えること。 IM及び事務員の勤務計画を作成し、入居者の相談日等の調整を行うこと。 入居者の清掃システム(ごみの取扱等)をはじめとした、入居に関する取り決めを行い、その徹底を図ること。 入居者の駐車場利用台数を割当て、利用状況を確認して調整すること。 入居者へ鍵を引渡し、セキュリティ関係について説明すること。 岡山県産業振興財団(以下「財団」という。)及び関係機関との連絡調整を行うこと。 施設の内容、入居案内等の問い合わせに対応すること。 入退居日の確認、室内の原状回復の確認、未払い料金の精算等、入退居に伴う事務手続を行うこと。 事業者が整備し、県に移管する施設内の情報ネットワークシステムの管理を別添の「情報ネットワークに関する要求水準書」に基づきサポートすること。 飲料水又は軽食等の自動販売機等を設置し管理するものとする。ただし、この場合は、公の施設の目的外使用となることから、県の条例等の規定に基づき所定の手続を経て行うものとし、県は、本件施設使用料を徴収することができる。</p>

. 入居者募集業務

項 目	内 容
1 業務の実施	<p>(1)総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、入居者募集業務年間計画書を作成し、実施する。</p> <p>(2)実施業務の結果を記録する</p> <p>(3)センター長は、入居者募集業務の結果を、年1回施設管理担当者に報告する。</p>
2 業務の範囲	<p>入居者の募集に係る次の内容を入居者募集業務の範囲とする。</p>
(1)業務開始日	<p>入居者が本件施設の供用開始日に入居できるように、供用開始日の半年前を目安に活動を始めること。</p>
(2)業務範囲	<p>パンフレットの作成、配布及び本件施設ホームページの作成、情報更新により入居者募集活動を行うこと。</p> <p>ダイレクトメール等による募集活動を行うこと。</p> <p>入居希望者の受付、ウェイティングリストの作成、入居申請書のとりまとめ等を行うこと。</p> <p>入居審査会の日程調整、資料の作成等、入居審査会事務局の開催事務の支援を行うこと。</p> <p>要求水準書本文に示す「入居者が負うべき内装管理・環境管理義務について」に基づき、入居者の持ち込み薬品の管理、内装設計の調査などを行うこと。</p> <p>業務の実施に当たっては、入居率90%の達成に向けて行うものとするが、適切な業務を遂行した上で目標入居率に到達しない場合であっても、サービス購入費を減額することはない。</p>

. 入居者支援業務

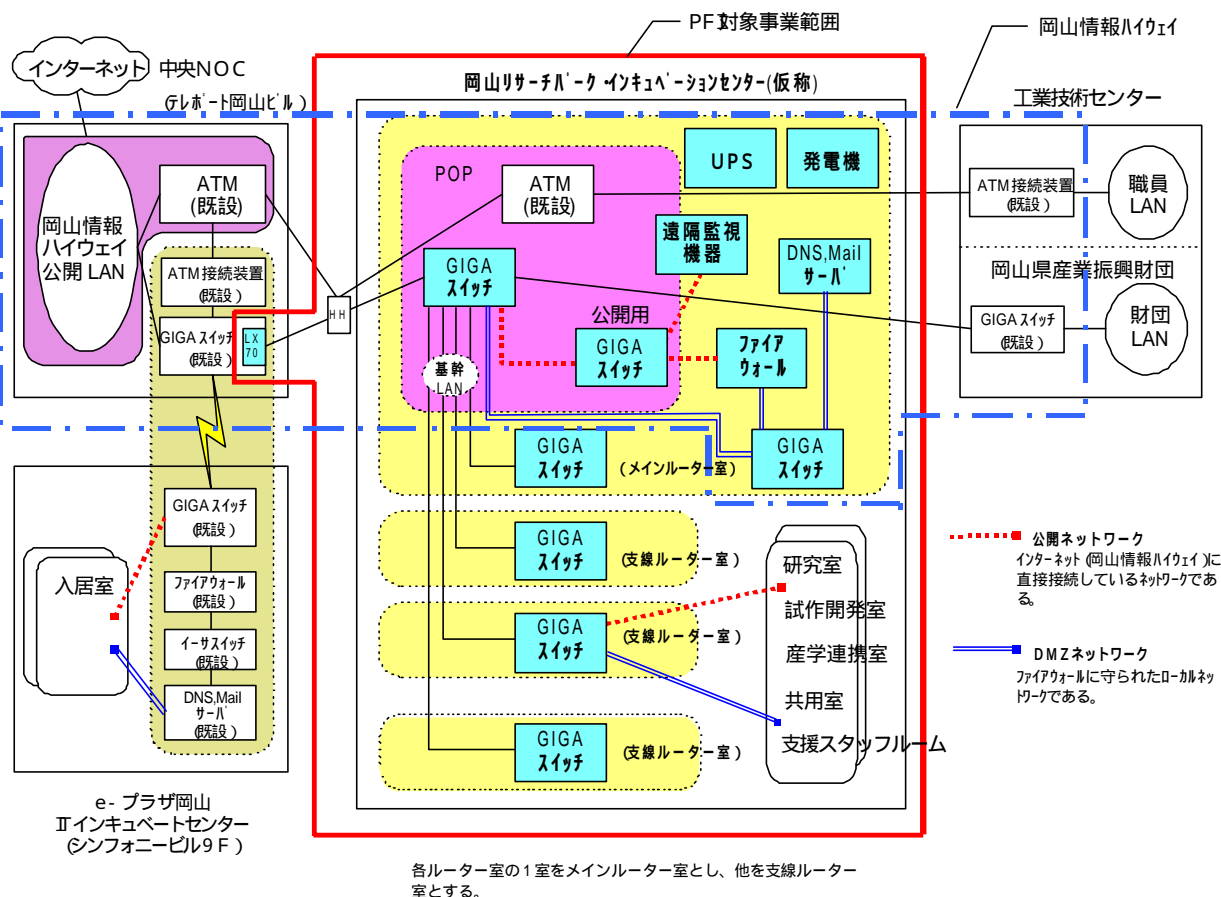
項 目	内 容
1 業務の実施	<p>(1)総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、入居者支援業務年間計画書を作成し、実施する。</p> <p>(2)実施業務の結果を記録する</p> <p>(3)センター長は、入居者支援業務の結果を、年1回施設管理担当者に報告する。</p>
2 業務の範囲	<p>入居者への支援に係る次の(1)～(3)の内容を入居者支援業務の範囲とする。</p>
(1)個別指導	<p>入居者への新規創業等に関する人材、技術、資金等の各種情報を提供すること。</p> <p>週に1回程度の定期的な訪問により、入居者の事業計画の進捗状況及び支援ニーズを把握すること。ただし、訪問の頻度については、入居者のニーズによる。</p> <p>で把握した支援ニーズをもとに、財団や専門家等（技術や経営等の分野）を紹介すること。</p> <p>で把握した支援ニーズをもとに、技術・市場情報（技術や経営等の分野）を提供すること。</p> <p>各入居者の進捗状況や課題、支援状況を記録した入居者ごとのファイルを作成、管理すること。</p>
(2)個別指導関連	<p>入居者間の情報交換等を通じて、技術の融合、業務の連携等において相乗効果を図ることを目的として、月に1回程度の施設内交流会を主催すること。</p> <p>アンケートやダイレクトメール等により、施設退居後の追跡調査（事業実施場所、事業実施状況等の把握）を行うこと。</p> <p>週に1回以上、課題、問題等及びそれらに対する支援状況等についてIM全員による検討協議を行い、その概要を記録すること。</p>
(3)その他	<p>施設入居者の支援に際して、岡山県産業支援プラットフォームの中核的支援機関である財団と定期的に連絡調整を行うなど連携を図ること。</p> <p>国内インキュベータ、TLO（大学技術移転機関）を実施する大学、JANBO（日本新事業支援機関協議会）等との連携を図ること。</p>

情報ネットワークに関する要求水準書

目 次

. 基本的要件.....	3
1 ネットワーク計画概要.....	3
2 WAN(岡山情報ハイウェイ).....	3
3 LAN.....	4
4 サーバ.....	4
5 設置場所.....	4
6 電源条件.....	5
7 空調.....	5
8 配線.....	5
9 19 インチラック.....	5
10 監視系機器.....	6
. 参考ネットワーク構成.....	7
1 機器数一覧.....	7
2 機器仕様.....	7

岡山情報ハイウェイと接続を行うことから、次の基本的要件を遵守し、ネットワーク概要参考図を基に、インキュベーションセンターに、現時点で最適なネットワーク構成及び管理運営の提案を受けるものとする。機器の更新については、県において行うものとするが、維持管理については、事業期間中、事業者が行うものとする。



ネットワーク概要 参考図

・ 基本的要件

項 目	内 容
<p>1 ネットワーク計画概要</p> <p>(1)ネットワークの種類</p> <p>(2)通信速度 / インタフェース</p> <p>(3)各研究室、試作開発室、産学連携室及び共用室の情報設備</p> <p>(4)支援スタッフルームの情報設備</p>	<p>インターネットに直接接続されたネットワーク（以下、公開ネットワーク）と、FWに守られたローカルネットワーク（以下、DMZネットワーク）の2種類の構成とする。ネットワークの主要部分は、冗長構成を配慮すること。</p> <p>原則として10BASE-T、100BASE-TX、1000BASE-SXに対応すること。利用者の要望によっては別途協議の上、対応可能とすること。</p> <p>各室には、情報コンセント（UTPコンセント）を3口以上用意すること。3口の区分としては、公開ネットワーク、DMZネットワーク、予備用を各1個以上とする。</p> <p>各室には、光情報コンセント（1000BASE-SX）を2口以上用意すること。</p> <p>共用室は、40㎡、80㎡を1室として利用する場合、50人程度が同時に接続できるネットワーク環境を備えること。</p> <p>支援スタッフルームには、情報コンセント（UTPコンセント）を3口以上用意すること。3口の区分としては、公開ネットワーク、DMZネットワーク、予備用を各1個以上とする。</p>
<p>2 WAN（岡山情報ハイウェイ）</p> <p>(1)岡山情報ハイウェイ接続</p> <p>接続方式</p> <p>通信距離</p> <p>機器仕様</p> <p>岡山情報ハイウェイ側機器</p> <p>適用基準</p>	<p>既設岡山情報ハイウェイ（中央NOC）と接続し、岡山情報ハイウェイの新規POPをPFI事業者にて敷設する。通信先のインターフェイス及び試験調整までを本件事業の対象とする。入居者へのサービスとして岡山情報ハイウェイに接続することでインターネット接続を可能とする。また、入居者を支援するため、岡山県産業振興財団の管理するイントラネットへの接続をすること。</p> <p>岡山情報ハイウェイの基幹回線（シングルモード光ファイバー）による中央NOCとギガビットイーサネット接続とする。</p> <p>約25km</p> <p>「参考ネットワーク構成」に記述されている仕様相当以上の機能を有すること。</p> <p>中央NOCの既設Summit1i（Extreme社製）と接続するものとするが、長距離用GBICモジュールを追加実装するものとする。</p> <p>下記のホームページに岡山情報ハイウェイの既定があるので、適用すること。</p> <p>a 「岡山県情報ハイウェイ」の運用ホームページ （http://www.okix.or.jp/）</p> <p>b 接続に係る手続や提出書類についてのホームページ （http://www.okix.or.jp/n-setsuzoku.html）</p>

項 目	内 容
(2)岡山県産業振興財団 接続方式	岡山情報ハイウェイ基幹回線（シングルモード光ファイバー）によるギガビットイーサネット接続とする。 通信距離 約 0.8 km
岡山県産業振興財団側 機器	別途、岡山県産業振興財団側で用意するものとする。 財団側で用意する接続インタフェースは、1000BASE-LX とするので、事業者側に係る導入機器はこれを考慮すること。
3 LAN	LAN は、基幹 LAN・スイッチング機器・支線 LAN で構成されるものとする。 基幹 LAN は、各フロアー又は各棟ごとを接続する。支線 LAN は各フロアー内などを端末まで接続する。スイッチング機器は基幹と支線のインターフェイスの役割を行う。
(1)基幹 LAN	
方式	ギガビットイーサネット
機器仕様	「 . 参考ネットワーク構成」に記述されている仕様相当以上の機能を有すること。
(2)支線 LAN	
方式	10Mbit / 100Mbit / 1,000Mbit イーサネット
機器仕様	「 . 参考ネットワーク構成」に記述されている仕様相当以上の機能を有すること。
4 サーバ	次の機能を提供できるサーバを用意すること。
(1)機能	DNS 機能 E-mail 機能 掲示板機能 施設予約機能
(2)機器仕様	「 . 参考ネットワーク構成」に記述されている仕様相当以上の機能を有すること。
5 設置場所	設置場所は、WAN 用スイッチング機器、LAN 用スイッチング機器及びサーバなどを設置する場所（以下、メインルーター室）と LAN 用スイッチング機器のみを収容する場所（以下、支線ルーター室）とする。 POP のスイッチング機器は、岡山情報ハイウェイの所轄となり岡山情報ハイウェイ側での管理になることを配慮した、セキュリティ計画とすること。
(1)メインルーター室	ルーター室の 1 室をメインルーター室とする。 セキュリティとして一般人の入退室を不可能とするために施錠すること。 外部からの専用職員の出入りが、開錠により 24 時間 365 日可能なこと。 19 インチラックを連結立架（5 架）すること。また、ラックの前後左右は 70cm 以上の作業スペースを確保すること。 すべての機器を、19 インチラックに搭載すること。 配線盤の設置スペースを考慮すること。

項 目	内 容
(2)支線ルーター室	<p>メインルーター室以外をすべて、支線ルーター室とする。 19 インチラック 1 架とすること。また、ラックの前後左右は 70cm 以上の作業スペースがあること。 すべての機器を、19 インチラックに搭載すること。</p>
6 電源条件	<p>(1)商用電源の停電時には、無瞬断での電力供給を可能とする無停電電源装置を設置すること。また、無停電電源装置への電源供給は、単独系統とし、信頼性を確保すること。 (2)ルーター室の照明・保守用コンセント及び空調機についても、商用電源停電時の対応を考慮すること。 (3)ネットワーク機器用電源は、無停電電源装置から供給すること。 (4)無停電電源装置の容量については、本設置機器容量及び将来予備を考慮の上、発電機による稼動時間を併せて 1 2 時間以上の運転を可能とすること。 (5)発電機容量、無停電電源装置の規格は、ネットワーク機器の安定的運用を確保できるものとする。 (6)発電機は屋外型とし、すべてのルーター室に接続すること。 (7)雷害対策を行うこと。 (8)ルーター室には、ネットワーク機器専用の分電盤を設けること。</p>
7 空調	<p>(1)ルーター室には空調設備を設け、室温 16 ~ 32 、相対湿度 40% ~ 60%に保つこと。 (2)機器の発熱量に対応した能力及び停電復帰機能を有すること。 (3)空調は、ネットワーク機器レベルに合った信頼性を確保すること。 (4)通信機器に配慮した消火設備を設置すること。</p>
8 配線	<p>(1)光ファイバーは、50/125um マルチモードファイバーを基本とする。 (2)UTP ケーブルは、カテゴリ 5 以上の性能を有すること。 (3)主要な配線はケーブルラックで行うなど、変更及び将来対応を考慮すること。 (4)メインルーター室から各支線ルーター室までは、光ファイバー 60 心以上とする。 (5)各支線ルーター室から各入居室までは、UTP を 3 本以上と、光ファイバー 4 心以上とする。 (6)19 インチラックからの配線は、UTP、光ファイバーを問わず、パッチパネルを利用すること。 (7)外部ハンドホールからメインルーター室の配線版まで、情報幹線 (360 心) 及び予備配管を引き込むこと。</p>
9 19 インチラック	<p>EIA 規格とし、高さ 2,000mm× 横幅 800mm 以内× 奥行 900mm を標準とする。 電源レール (15A , 100V) を 2 本以上有すること。 ラック据付では耐震施工を行うこと。また、ラックへの機器据え付けも耐震に配慮すること。 必要なパッチパネル及びパッチコードも用意すること。 必要な棚板等は、機器に併せて用意すること。</p>

項 目	内 容
<p>10 監視系機器</p> <p>(1)ネットワーク機器遠隔監視</p> <p>(2)UPS 遠隔監視</p> <p>(3)機器仕様</p>	<p>岡山情報ハイウェイの基本的な運用形態に準拠したネットワーク構成とする。</p> <p>このため、中央 NOC からメインルーター室に設置したネットワーク機器の状態を遠隔監視する機能を有すること。また、この遠隔監視は基幹回線以外の回線を利用してネットワーク機器の監視を行うこと。</p> <p>中央 NOC から UPS の状態監視を行うこと。</p> <p>「 . 参考ネットワーク構成 」に記述されている仕様相当以上の機能を有すること</p>

参考ネットワーク構成

項目	内容																																																												
<p>参考ネットワーク構成</p> <p>1 機器数一覧</p> <p>2 機器仕様</p> <p>(1)長距離 GBIC モジュール</p> <p>(2)GIGA スイッチ</p> <p>(3)GIGA スイッチ</p>	<p>ネットワーク概要参考図を参照すること。なお、本章に記載する数量及び仕様は参考であり、事業者が詳細にわたり設計及び提案すること。</p> <table border="1" data-bbox="644 479 1407 1066"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>項目</th> <th>インクベーションセンター</th> <th>中央 NOC</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>長距離 GBIC モジュール</td> <td></td> <td>1</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>GIGA スイッチ</td> <td>1</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>GIGA スイッチ</td> <td>6</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ファイアウォール</td> <td>1</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>DNS, Mail サーバ</td> <td>1</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>遠隔監視機器</td> <td>1</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>19 インチラック</td> <td>8</td> <td></td> <td>架</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>UPS</td> <td>1</td> <td></td> <td>式</td> <td>UPS 監視機器も含む</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>発電機</td> <td>1</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>既設 Summit1i (Extreme 社製) に挿入可能で長距離用であること。</p> <p>スイッチングファブリック 32Gbps 以上の性能を有すること。 23Mbps 以上の IP ルーティング性能を有すること。 19 インチラックにマウント固定でき、大きさが 2U 以内であること。 10/100BASE-SX のポートが 12 以上であること。 GBIC インターフェースを 4 つ以上有すること。 GBIC インターフェースに長距離用 1000Base-LX (約 70km) を 1 つ以上有すること。 MAC アドレス数は 120,000 エントリー以上学習できること。 IEEE802.1Q 標準に基づいた VLAN をサポートしていること。 SNMP 及び RMON に対応していること。 ルーティングのプロトコルとして、OSPF に対応していること。 すべてのポートにおいて、レイヤ 3 スwitching 機能を有すること。 電圧 100V (50/60Hz) にて動作が保証されていること。</p> <p>スイッチングファブリック 17Gbps 以上の性能を有すること。 10Mbps 以上の IP ルーティング性能を有すること。 19 インチラックにマウント固定でき、大きさが 2U 以内であること。 10/100BASE-TX のイーサネットポートが 48 以上であること。</p>	項番	項目	インクベーションセンター	中央 NOC	単位	備考	1	長距離 GBIC モジュール		1	式		2	GIGA スイッチ	1		式		3	GIGA スイッチ	6		式		4	ファイアウォール	1		式		5	DNS, Mail サーバ	1		式		6	遠隔監視機器	1		式		7	19 インチラック	8		架		8	UPS	1		式	UPS 監視機器も含む	9	発電機	1		式	
項番	項目	インクベーションセンター	中央 NOC	単位	備考																																																								
1	長距離 GBIC モジュール		1	式																																																									
2	GIGA スイッチ	1		式																																																									
3	GIGA スイッチ	6		式																																																									
4	ファイアウォール	1		式																																																									
5	DNS, Mail サーバ	1		式																																																									
6	遠隔監視機器	1		式																																																									
7	19 インチラック	8		架																																																									
8	UPS	1		式	UPS 監視機器も含む																																																								
9	発電機	1		式																																																									

項 目	内 容
(4)ファイアウォール	<p>GBIC インターフェースを 2 つ以上有すること。 GBIC インターフェースに 1000Base-SX を 2 つ以上有すること。 MAC アドレス数は 120,000 エントリー以上学習できること。 IEEE802.1Q 標準に基づいた VLAN をサポートしていること。 SNMP 及び RMON に対応していること。 ルーティングの protocols として、OSPF に対応していること。 すべてのポートにおいて、レイヤ 3 スwitching 機能を有すること。 電圧 100V (50/60Hz) にて動作が保証されていること。</p> <p>200MHz Pentium 相当以上のプロセッサを有すること。 64MB 以上のメモリを有すること。 10BASE-T/100BASE-TX のインタフェースを 3 ポート以上有すること。 RS-232C インタフェースを 1 ポート以上有すること。 スタティックルーティングに対応していること。 VPN (IPSEC 及び PPTP) に対応していること。 アクセスコントロール機能を有すること。 Web コンテンツのフィルタリング機能を有すること。 ログの収集とレポート機能を有すること。 ネットワークからの設定及び管理を行うことができること。 無制限のライセンスを有すること。 OS は Linux2.0 相当以上であること。 19 インチラック (EIA 規格) にマウント固定できること。 電圧 100V (50/60Hz) にて動作が保証されていること。</p>
(5)DNS、Mail サーバ	<p>10BASE-T/100BASE-TX のインタフェースを 2 ポート以上有すること。 SCSI 接続が可能なこと。 CPU:450MHz Intel 互換、メモリ:128MB、HDD:20GB 以上の機能を有すること。 OS として Linux2.2 マルチタスク・オペレーティング・システム以上を有すること。 ソフトウェアとして、CGI、Perl5.0Script、SMTP、IMPA4、POP3、APOP、FTP、DNS、NTP がインストールされ動作していること。 DNS はバーチャルドメインに対応すること。 protocols として SNMP に対応していること。 ブラウザベースの設定ウィザード、ブラウザベースのサーバ及びサイト管理インタフェースを装備していること。 ブラウザベースのバックアップ及び復元ユーティリティを有し、ブラウザベースのソフトウェアアップグレードが行えること。 電圧 100V (50/60Hz) にて動作が保証されていること。 19 インチラック (EIA 規格) にマウント固定できること。</p>

項 目	内 容
(6)遠隔監視機器	INS64 回線 × 1 リモートルータ RTA54i (YAMAHA 社製) × 1 Future Net FA-21 (センチュリー・システムズ 社製) × 1 ND-1001S、接点入力 16 点 (中央電子 社製) × 1 Master Switch (APC 社製) × 1

要 求 水 準 書 < 別 添 >

有害物安全管理委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 「インキュベーションセンター（仮称）」の薬品・有害物の保管、取扱、廃棄及び実験廃液・処理水に係る安全管理を行い、事故防止、環境保全に努めるため、インキュベーションセンターに有害物安全管理委員会を設置し、管理体制を整備する。

（委員会の取扱事項）

第2条 委員会の取扱事項を次のとおり定める。

- (1) 薬品類、有害物の安全管理に関すること。
- (2) 実験廃液・処理水の貯留、廃棄等安全管理に関すること。
- (3) 排水の水質保安全管理に関すること。
- (4) 安全管理を入居者に周知徹底するため「有害物安全管理マニュアル」を定める。
- (5) 研究室の実験廃液・処理水に係る安全運用に関すること。
別に「研究室の実験廃液・処理水に係る取扱・管理規定」を定める。

（組織と委員の任命）

第3条 有害物安全管理委員会に委員長1名、副委員長 名、委員 名を置く。

- (1) 有害物安全管理委員は、有害物及び実験廃液・処理水を取扱う入居者の責任者の中からインキュベーションセンター職員から選任する。
- (2) 有害物安全管理委員会に廃液・処理水に係わる、岡山市下水道条例第15条で定める水質管理責任者1名を置く。
- (3) 有害物安全管理委員会に薬品・有害物責任者1名を置く。
- (4) 委員長、副委員長、委員はインキュベーションセンター長が指名する。水質管理責任者、薬品・有害物責任者は委員の中からインキュベーションセンター長が指名する。水質管理責任者、薬品・有害物責任者は委員を兼ねることが出来る。
- (5) 水質管理責任者は所定の書式に従って岡山市長あて選任（変更）届出を行う。
- (6) 委員会の庶務はインキュベーションセンターが行う。

（委員の役割）

第4条 以下に委員の役割を定める。

- (1) 委員長 会の総括、水質管理責任者及び薬品・有害物責任者の代行
- (2) 副委員長 会の総括補佐
- (3) 委員

入居者の実験内容の把握と関係作業員への「有害物安全管理マニュアル」の周知徹底を図る。

研究室内の有害物質の処理、安全管理及び危険防止に努める。

異常・事故の場合の緊急対策を講じるとともに速やかに水質管理責任者へ通報する。

- (4) 水質管理責任者

施設全体の実験廃液・処理水に係る状況の把握と関係部署への安全管理の周知徹底を図る。

異常・事故の場合の対処と関係部署、機関への通報を行う。

- (5) 薬品・有害物責任者：施設全体の薬品・有害物の保管管理（種類、量）を行う。

附則 この要綱は、平成15年 月 日から施行する。

有害物安全管理マニュアル（案）

平成15年 月 日

有害物安全管理委員会

有害物安全管理委員会設置要綱第2条第4号により「有害物安全管理マニュアル」を定める。
インキュベーションセンター職員及び各入居者はすべて本マニュアルに従って有害物の安全運用を行わなければならない。

・ 廃液・排水取扱規定

インキュベーションセンター（仮称）の実験廃液・処理水の管理、保管、廃棄、処理等について規定し、関係部署、職員、利用者に周知徹底させることにより廃液・処理水の適正処理と環境保全に資する。

1．実験廃液・排水等の取扱、廃棄処理

廃液・排水に係る環境保全のため、「インキュベーションセンターにおける廃液・処理水取扱指針」（別紙1）を定め、その周知徹底を図る。

1) 実験廃液・処理水の取扱

実験廃液（岡山市下水道条例に定める、有害物を含む調製試薬、試料溶解液、液状試料、ドラフト廃液、写真廃液、すすぎ水等）は入居者毎に貯留容器に分別貯留し、廃薬品庫に保管し、廃棄物処理専門業者に委託し処分する。

イ．貯留

各実験室において貯留容器に、別紙1『インキュベーションセンターにおける廃液・処理水取扱指針』．入居者毎のバッチ処理とすること』の規定に従って各入居者で分別貯留する。

ロ．廃棄の方法

定期的及び必要時に廃棄物処理専門業者に委託し処分する等、適正に処理する。

・ 薬品・有害物の管理、取扱規定

インキュベーションセンターにおける薬品・有害物の保管管理、使用管理の取扱について規定し、入居者に周知徹底させ、事故防止、環境保全に努める。

1．各研究室の薬品・有害物の保管、運用管理

- 1) 毒物、劇物及び危険物は薬品保冷库、耐震薬品キャビネット、薬品安全戸棚に入れ、施錠保管する。特に、盗難、紛失することのないようにする。
- 2) 毒物、劇物及び危険物の保管庫の鍵は各研究室の責任者が管理する。
- 3) 毒物、劇物を保管するキャビネット、薬品安全戸棚には毒物及び劇物取締法12条に従って医薬用外毒物、劇物の表示をする。

2．その他

- 1) 使用済み試薬瓶は中を十分洗ってから法に従って廃棄する。特に、毒物の空瓶に注意する。
- 2) 洗い水は、バッチ処理とする。

研究室の実験廃液・処理水に係る取扱・管理規定（案）

インキュベーションセンター

有害物安全管理委員会設置要綱第2条第5号により、以下の規定を設ける。

研究室内の実験廃液・処理水の取扱い及び薬品・有害物の取扱いについて規定し、事故防止、環境保全に資する。

1. 研究室で実験廃液・処理水を取り扱う場合は、本規定を認識し次の届けをインキュベーションセンターへ提出する。
 - 1) 別紙様式1の研究室に係る水質管理届出書
 - 2) 別紙様式2の研究室の廃液・排水の安全管理に関する誓約書
2. 上記届出を受理した後、インキュベーションセンターは有害物安全管理委員会で審査し、環境面に係る研究室の使用を許可する。
3. 使用者は「有害物安全管理マニュアル」を遵守した運用を行う。特に、下記事項に留意する。
 - 1) 廃液・処理水は安全な容器に保管し、使用者で適正な処分を行う。
 - 2) 入居者は研究室の薬品・有害物の適正な保管、管理、取扱いを行うこと。
 - 3) 生活流し（雑排水）に絶対に実験廃液・処理水を流さないこと。
4. 定期及び必要時に、下記の報告をインキュベーションセンター有害物安全管理委員会あて行うこと。
 - 1) 使用した薬品名
 - 2) 使用する試薬、有害物の変更
 - 3) 取り扱う実験廃液・処理水の変更
5. 有害物安全管理委員会は必要時に入居者への立ち入り調査を行うことができる。
6. その他事項及び疑義の生じたときは双方が別途協議する。
7. 上記協議内容は、県に報告すること。
8. 上記に違反した者は、施設退去を含む処分を県に求めることもある。また、その場合、県及び第三者に及ぼした損害について、県は違反した者に対して賠償請求を行うこともある。

インキュベーションセンターにおける 廃液・処理水取扱指針

・入居者毎のバッチ処理とするもの

有害物質系廃液	1) 一般重金属含有廃液 (白色20Lポリ容器)	銅、亜鉛、鉄、マンガン、ニッケル等の重金属化合物を含む廃液 実験器具等の二次ススギ水まではこの廃液とする。
	2) 特定有害物質廃液 (赤色20Lポリ容器)	クロム、カドミウム、鉛、ひ素、セレン等の重金属化合物を含む廃液 実験器具等の二次ススギ水まではこの廃液とする。
	3) 水銀含有廃液 (赤色20Lポリ容器)	水銀を含有する廃液 実験器具等の四次ススギ水まではこの廃液とする。 (金属水銀は別途プラスチック容器に保管)
	4) シアン含有廃液 (灰色20Lポリ容器)	シアン化合物を含有する廃液(出来るだけ重金属を混入しないこと 必ずアルカリ性で貯蔵のこと) 実験器具等の四次ススギ水まではこの廃液とする。
有機溶媒廃液	1) 非ハロゲン系有機溶媒 (褐色3Lガラス容器)	自燃性があり、灯油混合出来るハロゲンを含まない有機溶媒で、ベンゼン、トルエン、キシレン、ヘキサン、酢酸エチル、エーテル、機械油、食用油等
	2) ハロゲン系有機溶媒 (褐色3Lガラス容器)	ハロゲンを含む有機溶剤で四塩化炭素、クロロホルム等難燃性有機溶媒
写真廃液	1) 現像液 (青色20Lポリ容器)	白黒写真現像廃液
	2) 定着液 (青色20Lポリ容器)	白黒写真定着廃液
注) 1. 上記廃液・処理水は、各入居者において容器に分別収集し、専門業者に委託し、処理する。 2. 上記廃液・処理水の排出者はその内容物を必ず把握し、貯留に当たっては容器に内容物、入居者名、安全管理委員名を明記する。 3. 入居者は、実験廃液及び処理水を排水してはならない。		

・上記にかかわらず、岡山市下水道局の定める「下水道への排除基準」に抵触する、廃液、処理水等を公共用水域へ排水してはならない。

別紙様式 1

<p>研究室に係る水質管理届出書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>インキュベーションセンター長あて</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所、名称、代表者名 印</p> <p>届出内容</p> <p>1. 研究室安全管理責任者 職 氏名</p> <p>2. 室内で使用する試薬、有害物の種類と量</p> <p>3. 実験廃液・処理水の種類、保管方法及び処分方法</p>

別紙様式 2

<p>研究室の廃液・排水の安全管理に関する誓約書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>インキュベーションセンター長あて</p> <p style="text-align: center;">誓約者 住所、名称、代表者名 印</p> <p>(誓約内容)</p> <p>「研究室の実験廃液・処理水に係る取扱・管理に関する規定」及びインキュベーションセンター「有害物安全管理マニュアル」を遵守し、安全管理に努めます。</p>
